ＣＵ三多摩ニュース No.90

2023. 3. 1　編集人　宮本　一

コミュニティユニオン東京三多摩協議会

〒185-0034　国分寺市光町 1-40-12

北多摩西教育会館内

☎Fax 042-571-1166／090-2247-1166

Email　cu3tama@abeam.ocn.ne.jp

働く者のための「労働法連続講座」（第二回）

『労働時間は
一日 8 時間、週 40 時間
を超えてはならない』

２月 18 日の労働法連続講座の二回目は「労働

時間、休日、時間外労働、36 協定」についての講義でした。講師はＣＵ三多摩協議会の顧問で八王子合同法律事務所の塚本和也弁護士でした。また、講義の内容に沿って、ＣＵ三多摩の北村書記次長がＣＵ三多摩の労働相談から事例報告をしました。以下福田がまとめました。

１、労働時間について

①労働時間は一日 8 時間、週 40 時間が原則。

これを上回ることは法律違反で、使用者が刑事罰を受ける。しかし、実際には時間外労働(残業)は日常茶飯事であるが、それは 36 協定が結ばれていることが前提。

②変形労働時間制について

総労働時間が上記の法定内労働時間内であれば良いとする制度。しかし、その導入には厳しい要件がある。残業を野放しにするものではない。

③見做し残業問題について

導入には厳格な要件があり、これを満たしていない場合は残業代の請求が可能となることも。

２、休日について

①労働基準法第 35 条 1 項は、週 1 日以上の休日おくことと定めている。これは 4 週で 4 回でもよい。

②有給休暇について

労働者の指定した日に取らせるべきであり、雇用主の都合によることは認められない。また、10 日以上の有給がある労働者に、使用者は最大 5 日の範囲内で時季指定義務が課された。

３、36 協定とは

時間外・休日労働に関し、その事業場の労働者の過半数を組織する労働組合や労働者の過半数を代表する者と使用者との間で書面で協定し、労基署に提出して、効力を発する。

以上の講義の後、質疑や意見交換が行われました。

次回の講座は
3 月 18 日(土)、午後 1 時半～4 時
北多摩西教育会館（ＣＵ三多摩の事務所３階）お忘れなく。

新規参加も大歓迎です。

三多摩春闘決起集会開かれる

２月 15 日、大幅賃上げの大波をつくろうと開かれた三多摩春闘決起集会は小金井市内の会場に 250 人が参加。ライブ視聴者も参加できる形で行われました。CU 東京三多摩からは 7 人が参加しました。

全労連の布施恵輔事務局次長が『米国労働運動の経験から学ぶ』と題し講演。東京土建など 5 団体が、困窮する労働者の生活実態や岸田政権が狙うインボイスＳTOP など、工夫をこらした演出で春闘勝利を訴えました。力をもらったとの声も聞かれる中、行動提案がなされ、がんばろうの歌が会場に響きました。

【労働相談より】

あなたの仕事がなくなるから退職をはダメです

Ａさんは産業廃棄物を処理するＢ社に勤務。廃棄物用袋の縫製の仕事に従事していました。Ａさんは一昨年から無視や職場での人間関係の切り離しなど、経営者の指示ではないかと思われるパワハラを受けてきました。昨年９月、ＡさんはＢ社から縫製の仕事が廃止されるからと退職の打診を受けました。他の部署に配置換えされると勤務時間が大幅に減少し、生活が成り立たないという不安もあり、やむなく口頭で退職に同意しました。

しかし、Ａさんは内心では納得がいかず、個人加入の労働組合 CU の存在を知り、昨年 11 月に相談に来ました。組合では「仕事がなくなるからやめてくれ」は使用者としての責任放棄。仮に雇用が継続しても、勤務時間が大幅に減ることも明らかな不利益変更になると、会社に団体交渉を申し入れ、雇用の継続と契約書どおりの労働条件の履行を求めました。

昨年 12 月の団体交渉では、Ｂ社は「Ａさんは年末での退職を表明していたので、退職の手続きを進めていた。本人が雇用継続というのであれば、退職の表明は撤回したものと考える。」と、労働契約通りの勤務時間にすると回答しました。組合からは、本人の障害にも配慮した仕事を与えるように要請しました。

Ａさんはこの回答を受け、職場に出勤し、新たな仕事についたものの、周囲の雰囲気が冷ややかだと感じ、体調を崩して、出社が困難に。組合はＡさんと相談の上、出勤は困難と判断。退職届を提出しました。

その後、Ａさんの生活問題解決のため、居住地であるＣ市の市議会議員と連携。Ｃ市の生活保護の担当課に相談し、生活保護を申請。ひとまず生活が成り立つことになりました。組合では、Ａさんは高齢であることから、今後の生活状況にも注視します。

組合員お花見交流会のお知らせ

日時　４月２日（日）午前 11 時集合

場所　都立小金井公園（旗が目印）

参加を予定してくださいね。

《アクセス》①東小金井駅下車、北口より Coco バスで小金井公園口下車②西武新宿線花小金井駅下車、武蔵小金井駅行バスで公園西口下車。

ハンセン病資料館不当解雇撤回へ 中労委への署名のお願い

国立ハンセン病資料館に長期に渡り勤務してきた学芸員らが、ハラスメントや労基法違反などが横行する職場環境の改善を求めて労働組合（国公一般国立ハンセン病資料館分会）を結成。管理運営を受託する日本財団に様々な要求をして活発に活動していたところ、2020 年４月１日付での受託者変更を契機に、笹川保健財団が労働組合の中心的な役割を担っていた組合員の稲葉さんと大久保さんの２名を不採用としました。

当該の２名は、不当解雇撤回と復職を要求し、東京都労働委員会へ訴え、闘いを進めてきました。2022 年５月９日、東京都労働委員会は稲葉さんと大久保さんの「不採用」について、日本財団と密接な関係にある笹川保健財団が労働組合を敵視し、組合員を排除するために行った不当労働行為であるとの画期的判断を示し、笹川保健財団に、2 人を国立ハンセン病資料館に復職させるよう命令しました。

ところが笹川保健財団は都労委の命令を受け入れず、中央労働委員会の再審査に持ち越すことになりました。

国立ハンセン病資料館分会は今回の署名について、「中労委に、最低限、都労委命令を維持し、稲葉さんと大久保さんの職場復帰を実現する命令を求めるためのものであり、また組合員排除やハラスメントを事実認定し、改善を求めている都労委命令の維持は、ハンセン 病回復者の意向を代表する全療協を尊重しながら、社会に人権尊重を訴えていくのに相応しい、資料館の本来あるべき姿を取り戻すことにつながるものです。」と訴えています。